

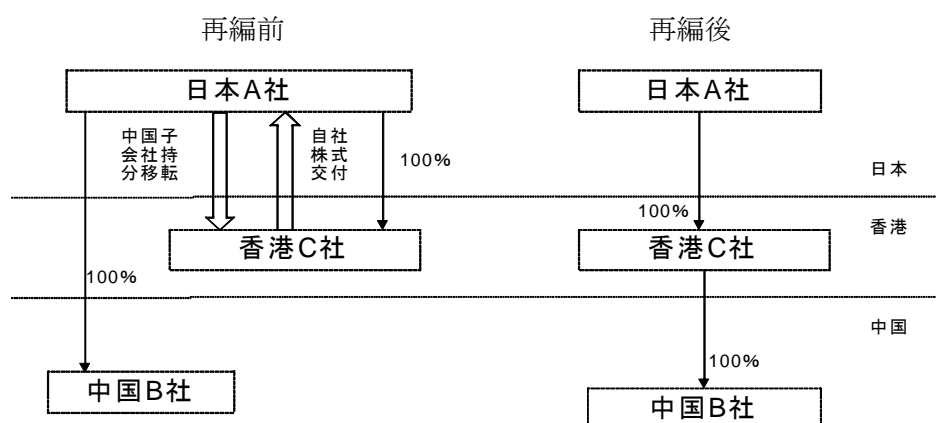
中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 中国の組織再編税制 – クロスボーダー株式交換

中国で事業を展開する日本企業が香港に地域統括会社を設立するケースが増えています。今回は、日本企業がその中国子会社の持分を香港統括会社に移転させる事例を紹介したうえで、日本および中国の税務について説明します。

株式交換スキーム

下図のとおり、日本法人 A 社は、中国子会社 B 社の持分を、その 100% 香港子会社 C 社に移転し、香港 C 社株式の交付を受けるスキームを検討しています。



税務上の処理

1. 日本において

日本法人は、その取得する香港 C 社の株式を取得時の時価をもって計上し、香港 C 社株式の時価と中国 B 社の帳簿価額との差額を譲渡損益として認識しなければなりません（法令 119 の 1②）。

ただし、本件株式交換は 100% 持株関係のグループ内の再編であるため、我が国の法人税法上の適格株式交換に該当します。よって、譲渡損益を認識せず、中国 B 社持分の帳簿価額をもって香港 C 社株式として計上することができます（法法 2 十二の十六）。

2. 中国において

日本法人 A 社が中国法人 B 社の持分を譲渡することによる所得は、中国国内源泉所得に該当し、中国で 10% に相当する企業所得税を申告・納付しなければなりません。

ただし、本件株式交換は次の要件に該当する場合には、当該譲渡益を繰り延べることができます（財税[2009]59号）。

1. 合理的な再編目的があること
2. 買収企業(香港 C 社)が取得する持分は、被買収企業(中国 B 社)の全体株式の 75% 以上であること
3. 買収により、被買収法人の株主(日本 A 社)が受ける金銭対価が全体取引価額の 15% 以下であること
4. 再編後の 12 カ月間、再編資産の実質的経営活動が変更されないこと
5. 再編により、株式譲渡益に対する課税率に変更しないこと
6. 被買収企業の株主(日本 A 社)は 3 年以内に買収企業(香港 C 社)の株式を譲渡しない書面承諾書を税務機関に提出すること



Grant Thornton

An instinct for growth™

お見逃しなく

香港 C 社の主たる事業が株式の保有である場合には、わが国のタックスヘイブン対策税制の適用対象となり、その利益が日本 A 社の法人税の申告上、益金に算入しなければならないことに留意してください。